

令和5年度第8回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和5年11月10日(金)

招集場所 米子市役所401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員
16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員
大塚清徳委員 高尾和広委員 中西文子委員 矢倉守委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員
福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員

事務局 日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任 渡邊主事

傍聴人 無し

日 程

1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について

- エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について
- オ 第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

第8回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号15番の中本委員と議席番号16番の能登路委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、ありません。審議に

入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長）

議案の追加等は、ありません。

議長（角会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号40の淀江町中間から番号43の彦名町について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号40番淀江町中間の議案について説明いたします。大和公民館近くにありす田2筆2,553平方メートル、畑1筆95平方メートルの農地をこの度合意され、親族間で贈与されるものです。

番号41番淀江町今津の議案について説明いたします。淀江インター入口交差点近くにありす畑1筆161平方メートルの農地をこの度合意され、親族間で贈与されるものです。

番号42番葭津の議案について説明いたします。葭津神社近くにありす畑2筆1,256.41平方メートルと美保中学校近くにありす畑2筆505平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。

番号43番彦名町の議案について説明いたします。米子高専近くにありす畑2筆1,275平方メートルの農地をこの度合意され売買

されるものです。

3条許可案件は以上4件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（角会長）

番号40の淀江町中間について、担当委員さんから補足があればお願いします。

木下農業委員

農業委員の木下です。40番の中間につきましては、11月1日に高濱推進委員と現地を確認しました。贈与ということで綺麗に整備されていましたので問題ないと思います。

議長（角会長）

番号41の淀江町今津について、担当委員さんから補足があればお願いします。

橋本推進委員

41番について補足します。10月28日に関本委員と、私、橋本推進委員が現地を確認しました。許可については問題ないと考えます。

議長（角会長）

番号42の葭津について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

42番について説明します。現地調査は10月28日に角委員と私、松本推進委員で行いました。許可については問題ないと考えております。

議長（角会長）

番号43の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高尾推進委員

43番の議案について補足します。現地調査は、10月30日に公本委員と私、高尾で行いました。現地は高専近くの農振農用地ですが、現在遊休農地となっております。ここは譲受人の自宅に隣接している農地になります。譲受人は会社員ですが大山町の実家が農家ということで農作業の経験もあり、農機具も自由に使えるということでしたので問題はないと考えております。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

高橋農業委員

40番と41番の議案について贈与ということですが、それぞれの譲渡人と譲受人がどのような関係か教えてください。

事務局（石田主任）

40番の譲渡人は亡くなられたご主人から相続された農地で、譲渡人が地元を離れるのでご主人の親族に農地を返したいという意向です。41番については、ご親族間での引取りと聞いております。もともと譲受人が管理をされていたようですが、所有農地が無かったということで下限面積を長年満たしておらず話が進んでいなかったようです。今年度の制度改正により申請された経緯があります。

高橋農業委員

わかりました。

議長（角会長）

そのほかありますか。

船越農業委員

43番について伺います。実家の大山町と彦名とで距離があります。トラクター、耕運機の使用は可能ということですが実際のところどうでしょうか。

事務局（石田主任）

農業機械の使用についての質問に対して、大山町のご実家に機械をお持ちとのことですが、実際に作られるのは季節の野

菜で、大根、いちご、なす、きゅうり、トマト、白菜ということで、概ね人力で作業されると聞いております。あと、境港市で白ネギのお手伝いをされておられると聞いております。

船越農業委員

わかりました。

議長（角会長）

そのほか質問がありますでしょうか。

ないようですので採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは6ページ、番号66と67の尾高について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

66番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。11月7日に私、中本と尾坂推進委員とで現地確認を行いました。造成計画は、最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁としてコンクリートブロック壁、L型擁壁を設置します。雨水の排水について、自然流下後、農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、水利組合の同意を確認してお

ります。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

続いて67番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。こちらは先ほどの66番と分筆された土地となります。場所については画面をご覧ください。転用目的は、貸資材置き場を計画したものです。被害防除計画及び同意状況につきましては66番と同じような格好ということです。ただ67番は埋め立ての関係が資材置き場ということで、排水は関係ありませんので66と67の違いはその一点があるということです。以上から66番と67番の転用について問題はないと思われしますので、ご審議お願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

森中推進委員

66番と67番は、1,603平方メートルを2つに分けたということなら489.83と1,229で足すと1,718となりますが数字は合っていますか。

事務局（石田主任）

確かに足しますと公簿上の面積と合っていないですが、この度測量をされた結果のそれぞれの実際の面積が転用面積として書かれています。

森中推進委員

わかりました。

議長（角会長）

その他にありますか。

関本農業委員

66番の資金計画について、建物、土地造成などで3,700万円かかるのに、資金調達方法で金融機関から5,000万円借りるとなっていますが間違いですか。

中本農業委員

調達資金と使用する金額との相差について、使用用途を聞いていないかということですね。

事務局（石田主任）

農地転用の申請上かかる資金として3,700万、融資証明としては5,000万のものが出ています。実際、住宅に係る費用より融資額が多いものはよく見受けられます。申請書の内容は合っており、資金が足りるということを確認しております。

議長（角会長）

関本委員よろしいでしょうか。

関本農業委員

はい。

高橋農業委員

66番と67番について、同じ土地を分けたのに土地の単価が違うのはなぜですか。

中本農業委員

単価の違いについては自分も不思議に思いましたが、当事者同士のやり取りですので、甲乙で金額を決められたと考えておりますので、皆さんにご審議いただければと思います。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、7ページ、議案第3号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、10ページ番号11-1と番号11-2を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

10ページ番号11-1から16ページ番号11-2は再設定です。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、12ページ、議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、13ページ番号11-1から17ページ番号11-18までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。13ページ番号11-1から17ページ番号11-18は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと、まず、13ページ番号11-1から17ページ番号11-17までを採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、17ページの番号11-18について採決したいと思います。これについては、関係者の能登路委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、20ページ、議案第5号をお願いします。相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局（渡邊主事）

そういたしますと21ページをお願いいたします。申請者は両三柳の方で、農地計14筆23,422平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。

住吉・加茂地区の泉農業委員、夜見地区の竹中農業委員、矢倉推進委員、彦名・彦名新田地区の公本農業委員、高尾推進委員に立ち会っていただき、現地確認をいたしましたところ、適正に耕作、管理されておられました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただいま事務局より説明のありました審議事項について、何かご意見はございませんか。
無いようですので、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（古橋事務局長補佐）

報告いたします。

22ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

23ページから24ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、7件を受理しています。

次に、25ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、4件を受理しています。

次に、26ページの非農地現況証明について、1件を証明しています。

次に、27ページかの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、1件を回答しています。

次に、28ページの農地転用現況確認書交付について、4件を交付しています。

次に、29ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件証明しています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

本日、予定していましたが審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（古橋事務局長補佐）

12月8日（火）市役所4階401会議室におきまして、12月定例総会を開催予定としております。

次に、11月の農地相談会予定ですが、11月21日（火）午後2時から彦名公民館で開催予定としております。

次に、11月分の活動実績報告書ですが、12月4日（月）までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。

私からは以上です。

議長（角会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第8回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時15分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（角会長）

議事録署名委員

議事録署名委員